



# 埼玉県報

第 2 4 0 8 号  
平成24年7月20日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [管理美容師資格認定講習会の指定\(生活衛生課\)](#)
- [管理美容師資格認定講習会の指定\(生活衛生課\)](#)
- [山田土地改良区の役員就任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [山田土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [急傾斜地崩壊危険区域の指定\(河川砂防課\)](#)
- [富士見都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県立近代美術館の使用料徴収業務委託\(近代美術館\)](#)
- [パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務委託に伴う告示\(交通規制課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示\(川越県税事務所\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [個別自動検索システム管理機器の購入に関する契約の相手方等の公示\(循環器・呼吸器病センター\)](#)

### 正誤

- [埼玉県告示第9号中訂正\(自然環境課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千一〇号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人暮らしネット・えん

三 代表者の氏名

小島 美里

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市石神二丁目一番四号

五 定款に記載された目的

この会は、高齢者・障がい者の支援事業、調査活動、学習会、文化活動等の活動を通じて、高齢になっても、障がいがあっても、おとなも、子どもも共に生きる地域社会をつくることを目的とします。

## 告 示

埼玉県告示第千二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人鴻巣ここのとりを育む会
- 三 代表者の氏名  
伊藤 鑄義
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鴻巣市小松一丁目九番二十号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、コウノトリの飼育・放鳥に向け、コウノトリも生育できる水辺空間、緑地空間を広く、市民及び公共団体と協働、連携して保全と再生を図ることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本セラーズ・エージェント協会

三 代表者の氏名

鈴木 宏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市脚折町一丁目十六番二十六号 クレドビル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、不動産の売却に係る安全性及び利便性の向上を図るため、セラーズ・エージェント（不動産の売主の代理人又は不動産の売主からの依頼を受け、不動産の売買の媒介をする者をいう。以下同じ。）の普及、啓発、育成及び支援に関する事業等を行い、もって経済活動の活性化及び消費者の保護を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートあおい

三 代表者の氏名

樽角 才次

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市仙波町二丁目十六番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の福祉の充実と社会参加の促進を図り、併せて自立の向上が目指せる生活の場を創造し、精神障害者とその家族が安心して暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人高齢者・障害者サポートクラブ

三 代表者の氏名

香西 敏男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町大字市場千五十二番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、成年後見人制度等の活用を図りながら、高齢者・障害者等（以下「利用者」という。）の人格を尊重し、「安心して健やかな生活ができるノーマリゼーション理念の実現」に向け、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 繭

三 代表者の氏名

高 垣 由美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市上戸田三丁目二十五番五号細井マンションF

五 定款に記載された目的

この法人は、子供を持つ家庭に対し安心して子供を預けられる場所の提供を行い、子供の個性を尊重し、子供の心身ともに健やかな発達を援助するとともに、子供を安心して育てられる社会づくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人フォトジェニックジャパン
- 三 代表者の氏名  
岡 田 京 子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市見沼区春野一丁目六番十 百六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に全国及びアジア地域の写真愛好家を対象として、写真を撮る楽しみや写真力・発信力を活かすことで被写体となる地域や物の活性化や価値の再生を図り、交流の場や被写体の撮影情報、作品発表の場や写真活動の支援を通じて、地域や人々との交流の輪を広げることで絆を強め、心が通じ合う豊かな暮らしを実現することに寄与することを目的とする。



# 告 示

埼玉県告示第千八号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、  
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

財団法人理容師美容師試験研修センター

## 二 講習日程及び講習会場

平成二十四年十二月十七日から十二月十九日までの三日間

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

## 三 受講料

一万八千円

# 告 示

埼玉県告示第九号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、  
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

財団法人理容師美容師試験研修センター

## 二 講習日程及び講習会場

平成二十四年十二月十七日から十二月十九日までの三日間

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

## 三 受講料

一万八千円

# 告示

埼玉県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
山田土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届  
出があった。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
監事	服部幸雄	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千二百九番地

## 告 示

埼玉県告示第千十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山田土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 退任

職 名	氏 名	住 所
監 事	田 口 鹿 二	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千三百四十九番地

# 告示

## 埼玉県告示第千十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 井戸上郷地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十四号までを順次結んだ線及び標柱二十四号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	長瀨町	井戸	岩倉山	一〇六九番
二	同	同	同	一〇六八番一
三	同	同	同	一〇六七番一
四	同	同	同	一〇六五番
五	同	同	同	一〇六二番
六	同	同	同	一〇六〇番一
七	同	同	同	一〇五八番二
八	同	同	同	一〇五七番一
九	同	同	宮平	九六九番二
十	同	同	同	九六八番三
十一	同	同	同	九六八番三
十二	同	同	同	九六七番五
十三	同	同	岩下	九四五番
十四	同	同	同	九四二番

二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	長瀬町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	井戸
同	同	同	同	同	同	同	同	同	岩下
八九三番一	八九四番一	八九七番五	八九七番二	八九八番一〇	八九九番	九〇七番	九二三番	九二八番四	九四〇番八

## 告 示

埼玉県告示第千十二号

ふじみ野市から富士見都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十四年七月十日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

照井 修

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第二七三七二号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による



# 告示

埼玉県告示第千十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立近代美術館	東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンドリーム・ドットコム 代表取締役 小園 裕三	平成二十四年六月二十日から平成二十四年九月二日まで

# 告 示

埼玉県告示第千十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成二十四年七月一日から平成二十五年六月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

平成二十四年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 住所

埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目十七番五号

## 二 名称及び代表者の氏名

株式会社SPDセキュリア

代表取締役 樋口 恵二郎

# 告示

埼玉県川越県税事務所長告示第三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十四年七月二十日

埼玉県川越県税事務所長 高橋 貞治

氏名又は名称	有限会社 ダイヤ石油商会
代表者の氏名	代表取締役 三枝 信幸
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県川越市新宿町六丁目二番地二十九
指定取消年月日	平成二十四年五月十一日

# 告示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年七月二十日

埼玉県計量検定所長 石島 徹

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
狭山市	平成二十四年八月二十七日及び同月二十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	農村環境改善センター 駐車場
	平成二十四年八月二十九日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	智光山公園 正面 駐車場
長瀨町	平成二十四年八月三十日及び同月三十一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	狭山市市民会館 駐車場
		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	長瀨町役場 駐車場
横瀬町	平成二十四年九月七日	午前十時から正午まで	横瀬町役場 駐車場
皆野町	平成二十四年九月十日	午後一時から三時まで	横瀬町活性化センター 駐車場
		午前十時から正午まで	旧ちちぶ農協三沢支店

				秩父市				小鹿野町																	
平成二十四年九月二十一日		日		平成二十四年九月十九日		日		平成二十四年九月十八日		日		平成二十四年九月十四日		日		平成二十四年九月十三日		日		平成二十四年九月十二日		日		平成二十四年九月十一日	
午後一時から三時まで		午前十時から正午まで		午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午後一時から三時まで		午前十時から正午まで		午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午後一時から三時まで	
高篠公民館		原谷公民館		大田公民館		尾田蒔公民館		福祉女性会館		秩父市勤労者福祉センター		いきがいセンター		小鹿野総合センター		小鹿野総合センター		長若自然休養村管理センター		小鹿野町役場 両神庁舎		皆野町役場		老人福祉センター 長生荘	

志木市	ふじみ野市	朝霞市	和光市	富士見市	狭山市							
平成二十四年十月二十九日及び同月三十日	平成二十四年十月二十二日から同月二十四日まで	平成二十四年十月十八日及び同月十九日	平成二十四年十月十七日	平成二十四年十月十五日及び同月十六日	平成二十四年十月十二日	平成二十四年九月二十七日	平成二十四年九月二十六日	平成二十四年九月二十五日	平成二十四年九月二十四日	平成二十四年九月二十三日	平成二十四年九月二十二日	平成二十四年九月二十一日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
志木市役所 庁舎 駐車場	ふじみ野市役所	朝霞市役所 正面 駐車場	和光市役所	富士見市役所 駐 車場	狭山市市民会館	影森公民館	大滝振興会館	秩父市役所 荒川 総合支所	秩父市役所 吉田 総合支所			

新座市	志木市	ふじみ野市	朝霞市	和光市	富士見市	秩父市	小鹿野町	皆野町	横瀬町	長瀨町				新座市
				十日	平成二十四年十一月三日				日	平成二十四年十一月九日	日	平成二十四年十一月七日	日	平成二十四年十一月五日
				午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで				午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで			午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
				車場	富士見市役所駐				福祉女性会館			新座市福祉の里	新座市立栗原公民館	新座市立大和田公民館

# 告示

埼玉県計量検定所長告示第五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期検査機関社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十四年七月二十日

埼玉県計量検定所長 石島 徹

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
狭山市	平成二十四年九月五日から十二月四日まで（日曜日、土曜日及び休日）埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。（以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
長瀨町	平成二十四年九月十九日から十二月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
横瀬町	平成二十四年九月二十日から十二月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
皆野町	平成二十四年九月二十一日から十二月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
小鹿野町	平成二十四年九月二十五日から十二月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
秩父市	平成二十四年九月二十八日から十二	同



新座市	志木市	ふじみ野市	朝霞市	和光市	富士見市	
平成二十四年十月十五日から平成二十五年一月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十四年十一月七日から平成二十五年二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十四年十月三十一日から平成二十五年一月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十四年十月三十日から平成二十五年一月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十四年十月二十六日から平成二十五年一月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十四年十月二十五日から平成二十五年一月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同	

# 告 示

埼玉県病院事業告示第二十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
個別自動検索システム管理機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当  
埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年5月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社イトーキ埼玉支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番9号
- 5 契約金額  
28,270,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

# 正 誤

埼玉県告示第九号（平成二十三年一月四日第二千二百五十号）中訂正

ページ 行

一 前から八

誤

東京都立川市錦町二丁目一番二十二号

正

東京都立川市錦町二丁目一番二十二号